

## 各国のトピックス

# タックス・クレジット案に関する 下院特別委員会の報告

(イギリス)



昨年10月に公表された政府の「タックス・クレジット・システム案」(本誌No.21 '73-1参照)について鋭意検討中であった下院特別委員会は、73年7月20日、政府にその報告書を提出した。

バーバー蔵相は、「特別委員会は本案を承認し、本案を促進するよう勧告した」とのべ、政府は同勧告をうけいれることを明らかにした。ただし、政府のいう勧告とは、5対4で支持された多数者報告のことをさすものであり、カースル Castle 女史、ジョエル・バーネット Joel Barnet 氏およびロバート・シェルドン Robert Sheldon 氏(いずれも労働党側

の委員で労働党議員)は政府案に反対する少数者報告を提出している。なお、ジョン・パードウ Jhon Pardoe (自由党側委員) 氏は棄権したが、労働者側の委員であり労働党の社会保障に関する「最高権威者」であったダグラス・ホートン Douglas Haughton 氏は他の労働党議員と意見を異にし、多数者報告案に支持投票している。

タックス・クレジット制度による児童クレジットは、すべての母親、または児童の日常の世話をする者に対し、郵便局を通じて支払うべきである。これが、政府によって正式に採用された主要勧告の一点である。

政府のタックス・クレジット案に関する

「グリーン・ペーパー」では、第1子から支払われる児童クレジットの支払いは父親になされるか又は母親になされるか、については未決定のまま残された。政府が委員会勧告をうけいれたことは、父親がその雇用主からうける手取り収入が少なくなる場合もありうることを意味するが、TUC は母親が受給者たるべしとする論議の強力な支持者であった。

また委員会は、政府原案を修正し、働いている配偶者ある女子が本制度加入の資格者であれば単身者クレジットをうけられ、もしその勤労所得がないか又は低いためにクレジットをうける資格がなくても、そのクレジットの半分をその夫に移転する権利を有すべきである、とも勧告している。

その他の勧告は次のとおりである。

「片親家庭は、片親家庭に関するファイナーコミッティ Finer Committee の提案(まだ公表されていない)にそって、特別な社会保障給付をうけるべきである。その給付は本制度による資格を取得する所得源として扱わるべきである。盲人および妻が廃疾者であって子のいる男子に対する二次的的控除は、社会保障制

度による措置がなければ、タックス・クレジットによって代替されるべきである」と。

バーネットおよびシェルドン両委員は政府案に反対する勧告案を提出した、それによると、現行の源泉徴収方式の方が大部分の納税者に対する単一税率に依存するタックス・クレジット案よりも弾力性がある、と主張する。また、本制度は44あるミーンズ・テストによる給付のうち僅か一つしか代替しないこと、ならびに本案が租税再分配の累進性がない、または不十分なものである、として反対している。

カースル委員は全然新らしい独自の構想を提出している。同委員は同氏案の社会的目的—貧しい人々に対する所得維持体系の改善、社会サービスにおけるミーンズ・テスト条件の縮減、納税するほどに十分な所得のない人に対する税控除の利典の延長——を達成しない政府案には反対する、とする。カースル委員は政府案の徹回を要求している。

多数者報告はつぎのように主張している。本制度案の効果は、最もニードをもつ者に選

別的援助を与えることによりかつ高額所得者に対する格差的課税を課すことによる差別措置の余地をもたせながら、国民の大多数に同じ扱いを与えることであると。すなわち、「それはシステムカリィにフィジカル・ポリシイの効果を広げることになる。したがって、本案は採用されるべきである。しかし、勧告においては、われわれは、税またはクレジット等についての特定水準には賛否を表明しない。これら水準の選択は、その時点の政府施策の基本的構成要件に帰属するものであろう」と。

なお、「ザ・タイムズ」紙の社説では次のように述べている。

「昨秋、政府がタックス・クレジット・システム案に関するグリーン・ペーパーを提出した際、このような税制および社会保障体系の抜本的改革には与野党一致の支持を必要とする、とのべた。これが、下院特別委員会設置の目的の一つであって、単にさし迫る立法手続上のためではなかった。特別委員会の報告が行われた現在、一般的支持がどの程度な

されているのか疑問がある。特別委員会の4人の労働党側の委員のうち、カースル女史は反対の立場に立つ小数者レポートを提出し、バーネット氏とシェルドン氏もこれに同調した。それには委細かまわず、政府は強行にふみ切った。政府の強行策は妥当であるのか？

主な批判の数々は次のような論点である。グリーン・ペーパーに示される政府案はきわめて金がかかるという点であり、その金の多くが必要のない者に対する支払いにあてられることになる点であり、クレジットを低くしたケチケチ版が導入されるならば貧困者にとって殆んど助けにならないどころか若干の貧困者の生活状況は前より悪くなるであろうという点であり、費用の一部を増税によって賄われねばならぬとすればその純効果はグリーン・ペーパーに示された効果とは全く相違するものになるかもしれないという点であり、そんなことならもっと危険でない手段によって貧困者にとって同一の利益をもたらしうるであろうという点である。これらの論点は、すべて、それぞれのメリットにもとづいて検討されるに値する傾聴すべきポイントであ

る。

本案が金のかかるものであろうことは確かである。現在価格で年に13億ポンドというものが、グリーン・ペーパーが示したクレジット水準での推計であった。そのクレジットが低額に引下げられれば、本プランの社会的価値の多くがうしなわれるであろうことも事実である。この13億ポンドの財源を直ちにみつけねばならぬとすれば、イギリス経済にとって負担過重であることは明らかである。今のところ、ひきしめの余裕はないし、即効的な公的支出の削減を強化する見通しもない。さらに、本案の全体的な効果は貯蓄性向の殆んどない階層のポケットに金銭を移転することである。それは社会的には望ましいことではあるが、経済には圧迫を加えるものとなる。

しかし、実際には財源は直ぐにはみつかるものではない。特別委員会は、本案が1978年以前に完全実施できるものではない、と結論している。一時に全面実施することは必要でもないし賢明でもない。賢明な方途はその費用を時差的にずらすことであろう。まづ、第1子に家族手当を支給（これは、管理上、2年

以内に実現することは明らかに無理だが、その時までには近年の公的支出削減の効果があらわれるだろう）し、その後、全部に新規レベルの児童クレジットを与える、本案の完全実施は第三段階としてのみ考えられることにする。児童クレジットは、その両親が本制度に加入していると否とをとわず、すべての児童について、切離して、支払うべきであるとする勧告がうけいれられたからには、本プランのこの部分が他の部分を待つべき理由はない。母親への児童クレジット支払いに関する一般的同意は、この特別な修正に対するすべての社会的反対論を排除するものである。

もしこのように年余にわたって時差的に費用がずらされているならば、経済の自然的浮揚力によって一度に少しづつ賄える妥当なチャンスがある。もし必要ならば、5,000ポンド以上の勤労所得者には改革の利得が及ばないように税率を引上げる調整をすることによって、13億ポンドの総額から、4,500万ポンドの削減が可能であろう。本制度の導入時に5,000ポンド以下の所得水準に対する税率引上げから発足することにより、だれの生活も

悪化されないで、より以上の節減が可能であろう。このように修正すれば、貧困線をかなり上回る人々に利益が及びすぎるという非難に答えるのに幾らか役立つこととなろう。しかし、貧困のわなを縮少することを大きなねらいとするいかなるプランも、貧困線以下の者にも以上の者にも金銭を支給せねばならない。それが、所得が増えてもその生活は前より少しもよくならないといった、その利益の多くをうしなわしめない唯一の方策なのである。

これこそ本制度案全体が単に家族手当や国民保険諸給付を引上げることによって達成せられる以上に貧困者に役立つことを意図するもろもろの理由のなかの一つなのである。

もし労働党が本案に完全に反対するとすれば残念なことである。なぜなら、議会を通ずる立法過程においての建設的な対話の中から多大の収穫が可能だからである。

*The Times July 20 '73.*

（田中 寿 国立国会図書館）